船舶事故調査報告書

令和４年５月１１日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決
委　　員　　佐　藤　雄　二（部会長）
委　　員　　田　村　兼　吉
委　　員　　岡　本　満喜子

事故種類	衝突
発生日時	令和３年１０月９日　０７時３０分ごろ
発生場所	長崎県長崎市茂木港南南西方沖 茂木港沖防波堤東灯台から真方位２０６°２．６海里（Ｍ）付近 （概位　北緯３２°３９．７′　東経１２９°５３．９′）
事故の概要	漁船哲成丸は、南南西進中、また、プレジャーボート遥斗丸は、船首を南南西方に向けて釣りをしながら漂泊中、両船が衝突した。 遥斗丸は、船長が負傷し、船尾部外板の脱落等を生じ、また、哲成丸は、左舷船首部外板に擦過傷を生じた。
事故調査の経過	令和３年１０月１３日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか１人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 Ｌ×Ｂ×Ｄ、船質 機関、出力、進水等	Ａ　漁船　哲成丸、２．６トン ＮＳ３－４８４３７（漁船登録番号）、個人所有 ９．１６ｍ（Lr）×２．５４ｍ×０．７４ｍ、ＦＲＰ ディーゼル機関、漁船法馬力数７０、昭和５８年９月３０日 Ｂ　プレジャーボート　遥斗丸、５トン未満 ２９２－３０９０３長崎、個人所有 ４．９６ｍ（Lr）×１．６０ｍ×０．６４ｍ、ＦＲＰ ガソリン機関（船外機）、１４．７０kW、昭和６３年８月
乗組員等に関する情報	Ａ　船長Ａ　８２歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日　昭和５０年７月１１日 免許証交付日　令和２年３月１１日 （令和８年３月６日まで有効） Ｂ　船長Ｂ　６８歳 二級小型船舶操縦士 免許登録日　平成３０年１０月２９日 免許証交付日　平成３０年１０月２９日 （令和５年１０月２８日まで有効）
死傷者等	Ａ　なし Ｂ　軽傷　１人（船長Ｂ）

損傷	Ａ　左舷船首部外板に擦過傷 Ｂ　船尾部外板の脱落、オーニング支柱に曲損
気象・海象	気象：天気　晴れ、風向　北、風力　１、視界　良好 海象：海上　平穏、潮汐　上げ潮の中央期
事故の経過	Ａ船は、船長Ａが１人で乗り組み、かさご一本釣り漁の目的で、令和３年１０月９日０７時１０分ごろ茂木港の南南西方３．５Ｍ付近の漁場に向けて同港を出港した。 船長Ａは、ＧＰＳプロッターを作動させ、操舵室左舷側の操縦席に腰を掛けて操船に当たり、約４～５ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵により航行していた。 船長Ａは、沖防波堤を通過した後に右転し、針路を南南西方に定めた頃、船首方に他船を見掛けなかったので、前路に航行の支障となる他船はいないと思い、徐々に増速して約１５～１６kn の速力とした。 船長Ａは、船首浮上による死角が生じた状態で目視により見張りを行いながら航行していたところ、０７時３０分ごろ衝撃音を聞き、周囲を見渡してＢ船と衝突したことを知った。 船長Ａは、反転してＢ船の近くに寄せ、船長Ｂの負傷状況及び両船の損傷状況を確認した後、Ｂ船をえい航して茂木港に入港した。 Ｂ船は、船長Ｂが１人で乗り組み、釣りの目的で、０６時２０分ごろ茂木港の南南西方３Ｍ付近の釣り場に向けて同港を出港した。 船長Ｂは、釣り場に到着した後、船外機を停止し、船尾からシーアンカーを投入して船首を南南西方に向け、漂泊して釣りを始めた。 船長Ｂは、右舷船尾部に座り、右舷側から竿を出し、時々周囲を見渡しながら釣りをしていたところ、北北東方からＢ船に向かって来るＡ船を初認し、ふだん、釣り場では接近する船舶が漂泊中のＢ船を避けていたので、Ａ船も同様にＢ船を避けてくれると思い、漂泊を続けた。 船長Ｂは、Ａ船の動静を見ていたところ、Ａ船が針路を変えずに接近するので、Ａ船に向かい、立って大きく手を振って注意を喚起したものの、Ａ船が同じ針路で接近し、危険を感じて船首部に移動した直後、Ｂ船の船尾部とＡ船の左舷船首部とが衝突し、転倒して左腕と腰を甲板に打ち付けた。 船長Ｂは、Ｂ船の損傷状況を確認した後１１８番通報し、Ａ船にえい航されて茂木港に入港し、海上保安庁の調査を受けた後、病院を受診して左腕及び腰部打撲と診断された。 （付図１　事故発生経過概略図、写真１　Ａ船、写真２　Ｂ船　参照）
その他の事項	Ａ船は、約１５kn 以上の速力で航行すると、船長Ａが操縦席に腰を掛けた状態で、正船首左舷約９°から右舷約１６°までの範囲に船

	首浮上による死角が生じていた。 　船長Ａは、ふだん、船首を左右に振って船首方の死角を補う見張りを行っていたが、本事故当時、前路に航行の支障となる他船はいないと思い、船首方の死角を補う見張りを行っていなかった。
分析 　乗組員等の関与 　船体・機関等の関与 　気象・海象等の関与 　判明した事項の解析	 Ａ　あり、Ｂ　あり Ａ　あり、Ｂ　なし Ａ　なし、Ｂ　なし 　Ａ船は、茂木港南南西方沖を南南西進中、船長Ａが、前路に航行の支障となる他船はいないと思い、船首浮上により船首方に死角が生じた状態で航行を続けたことから、前路で漂泊中のＢ船に気付かず、Ｂ船と衝突したものと考えられる。 　船長Ａは、針路を南南西方に定めた頃、船首方に他船を見掛けなかったことから、前路に航行の支障となる他船はいないと思ったものと考えられる。 　Ｂ船は、茂木港南南西方沖で船尾からシーアンカーを投入して船首を南南西方に向け、釣りをしながら漂泊中、船長Ｂが、接近するＡ船が漂泊中のＢ船を避けてくれると思い、漂泊を続けたことから、接近するＡ船に向かい、立って大きく手を振って注意を喚起したものの、Ａ船と衝突したものと考えられる。 　船長Ｂは、ふだん、釣り場では接近する船舶が漂泊中のＢ船を避けていたことから、Ａ船がＢ船を避けてくれると思ったものと考えられる。
原因	本事故は、茂木港南南西方沖において、Ａ船が南南西進中、Ｂ船が船首を南南西方に向けて釣りをしながら漂泊中、船長Ａが、前路に航行の支障となる他船はいないと思い、船首浮上により船首方に死角が生じた状態で航行を続け、また、船長Ｂが、接近するＡ船が漂泊中のＢ船を避けてくれると思い、漂泊を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・船長は、航行中、船首浮上により船首方に死角が生じている場合、前路に航行の支障となる他船はいないと思わず、船首を左右に振るなどして死角を補う見張りを行うこと。 ・釣りをしながら漂泊中の小型船舶の船長は、接近する他船がある場合、自船を避けてくれると思い込まず、余裕のある時期に注意喚起を行い、必要に応じて機関を始動して移動するなど衝突を避ける措置を採ること。

付図１　事故発生経過概略図

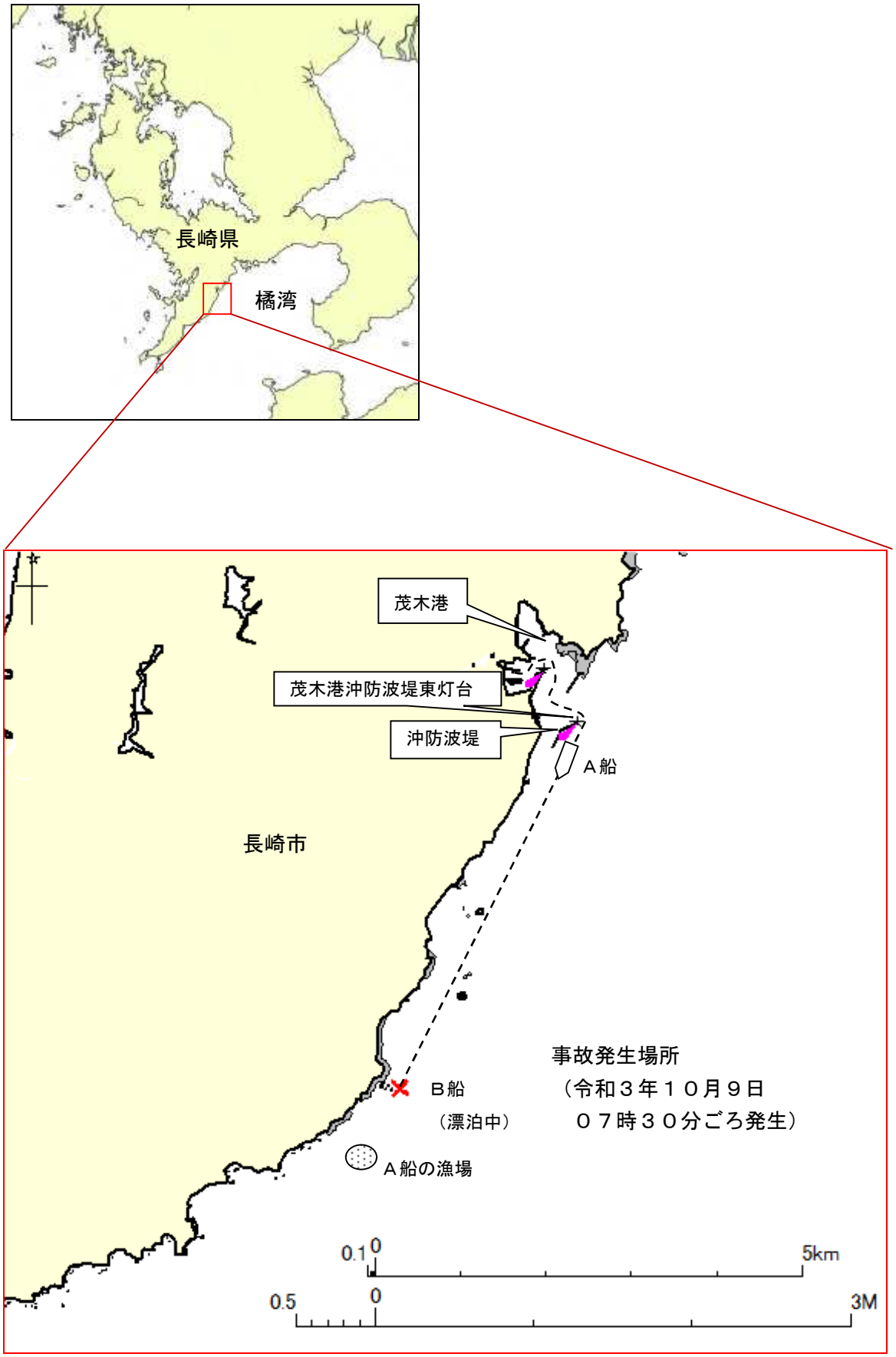

写真１　Ａ船

写真２　Ｂ船